Ⅱ　企業の資金調達

企業が投資家からの投資を受け、株式を発行し資本金の変更登記を行います。（または企業を設立し、設立の登記を行います。）

【企業が行う手続き】　　**必要書類**

① 株式発行を決議　（株主総会議事録等）
② 個人投資家から株式の申込みを受ける　（株式申込証）
③ 株式の割り当て
④ 投資契約の締結　（投資契約書）
⑤ 払込期間内または払込期日までに
　投資家から払込取扱金融機関に払込を受ける（払込があったことを証する書面）
⑥ 登記　（履歴事項全部証明書）

※「募集株式総数引受契約」を締結する場合は、上記②③が省略となりますが、
　株主総会等の決議で契約の承認を受ける必要があります。

【個人投資家が行う手続き】　　**必要書類**

① 株式の申込みを行う　（株式申込証）
② 投資契約の締結　（投資契約書）
③ 払込期間内または払込期日までに
　　払込取扱金融機関に払込みを行う

※「募集株式総数引受契約」を締結する場合は、上記①が省略となります。

【投資契約書の締結】

エンジェル税制の優遇措置を受けるためには、その手続きを確実かつ円滑に進めるために、経済産業省告示の規定に基づき、「投資契約書」（または覚書）を、個人投資家と企業との間で締結する必要があります。東京都へ確認申請を行うまでに締結してください。

事前確認書に記載されている有効期限内に増資を行いましたか。

NO

有効期限は、通常、次の決算日です。

有効期限後に増資をした場合は、払込後確認申請
Ⅲ 企業が東京都へ確認申請の手続を行ってください。

YES

資本金の変更登記は行いましたか。

NO

資本金の変更登記を行ってください。
登記が完了しないと手続を進めることができません。

YES